国民健康保険団体連合会等における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス 正誤表

(下線部が訂正箇所)

箇所	正	誤
6ページ	一 健康保険法施行規則(大正15	一 健康保険法施行規則(大正15
Ⅱ 用語の定	年内務省令第36号)第四十七条第	年内務省令第36号)第四十七条第
義	<u>一項及び第二項</u> の被保険者証の記	<u>二項</u> の被保険者証の記号、番号及び
2. 個人識別	号、番号及び保険者番号	保険者番号
符号(法第2		
条第2項)		
規則第四条引		
用部分		
8ページ	三 精神保健及び精神障害者福祉に	三 精神保健及び精神障害者福祉に
Ⅱ 用語の定	関する法律(昭和25年法律第12	関する法律(昭和25年法律第12
義	3号)にいう精神障害(発達障害者	3号)にいう精神障害(発達障害者
3. 要配慮個	支援法(平成16年法律第167号)	支援法(平成16年法律第167号)
人情報(法第	第二条第一項に規定する発達障害を	第二条第二項に規定する発達障害を
2条第3項)	含み、前号に掲げるものを除く。)	含み、前号に掲げるものを除く。)
規則第五条引		
用部分		